

資料 3

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和25年告示第32号）

新旧対照表
※表内の下線部は改正部分

| 改正後（案） | 現行 |
|---|--|
| <p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、議員が議会の会議若しくは委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席したとき <u>（公用車を利用して出席したときを除く。）</u> は、次の各号に掲げる議会棟から当該議員の住所までの直線距離の区分に応じ、当該各号に定める額 _____ を費用弁償として支給する。</p> <p>(1) <u>5キロメートル未満 日額1,000円</u></p> <p>(2) <u>5キロメートル以上10キロメートル未満 日額2,000円</u></p> <p>(3) <u>10キロメートル以上 日額3,000円</u></p> | <p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、議員が議会の会議若しくは委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席したとき _____ は、次の各号に掲げる議会棟から当該議員の住所までの直線距離の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>（公用車を利用して出席したときは、当該定める額の2分の1の額）</u> を費用弁償として支給する。</p> <p>(1) <u>4キロメートル未満 日額5,000円</u></p> <p>(2) <u>4キロメートル以上8キロメートル未満 日額6,000円</u></p> <p>(3) <u>8キロメートル以上 日額7,000円</u></p> |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。